

特殊建築物一覧表

法別表第 1 (い) 欄

(一)	劇場 映画館 演芸場 観覧場 公会堂 集会場 その他これらに類するもので政令で定めるもの
(二)	病院 診療所（患者の収容施設があるものに限る） ホテル 旅館 下宿 共同住宅 寄宿舍 その他これらに類するもので政令で定めるもの
(三)	学校 体育館 その他これらに類するもので政令で定めるもの
(四)	百貨店 マーケット 展示場 キャバレー カフェー ナイトクラブ バー ダンスホール その他これらに類するもので政令で定めるもの
(五)	倉庫 その他これらに類するもので政令で定めるもの
(六)	自動車車庫 自動車修理工場 その他これらに類するもので政令で定めるもの